

甲州市死亡届 提出後の手続き

(令和元年7月1日)

手続きできる庁舎

- 本庁舎
- 勝沼支所
- 大和支所

- 印鑑登録証の返還
- 住民基本台帳カードの返還
- 通知カードの返還 ※
- 個人番号カードの返還 ※

勝 本 大

(持ち物や注意事項)

- *印鑑登録証
- *住民基本台帳カード
- *通知カード **※返還は義務ではありません。**
- *個人番号カード **※返還は義務ではありません。**
- *印鑑 (窓口に来られる方の認印)

(お問い合わせ先)

戸籍住民課
住民記録・戸籍担当
(本庁舎1階 1番窓口)
☎32-5061

***死亡届後の手続きに必要な亡くなった方の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)は、死亡についての記載をします。死亡届の提出からおよそ1週間程度以降に取得が可能になります。**

健康保険 [国民健康保険・後期高齢者医療制度] の手続き

国民健康保険

- 被保険者証等の返還
- 葬祭費支給申請
⇒葬祭執行者(喪主)の方に葬祭費5万円が支給されます。

本 勝 大

- *被保険者証
- *高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証(交付されている方のみ)
- *葬祭執行者の印鑑
- *葬祭執行者の通帳等(振込先のわかるもの)
- *葬祭を行ったことを証明する書類(会葬礼状、葬儀の領収書など)
- 注意事項**●
お亡くなりになった方が世帯主の場合は、世帯全員の被保険者証を持参してください。

後期高齢者医療制度

- 被保険者証等の返還
- 葬祭費支給申請
(葬祭執行者[喪主])
⇒葬祭費5万円が支給されます。
- 高額療養費支給申請
(相続代表人)

本 勝 大

- *被保険者証
- *限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病認定証(交付されている方のみ)
- 葬祭費支給申請**●
- *葬祭執行者の印鑑
- *葬祭執行者の通帳等(振込先のわかるもの)
- *葬祭を行ったことを証明する書類(会葬礼状、葬儀の領収書など)
- 高額療養費申請**●
- *窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証・保険証等)
- *相続代表人の印鑑
- *相続代表人の通帳等(振込先のわかるもの)
- *お亡くなりになった方と相続代表人の続柄のわかるもの(戸籍の写し等)
[甲州市に本籍がある場合は不要です]

戸籍住民課
国保・年金担当
(本庁舎1階 1番窓口)
☎32-5173

甲州市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の加入者であった方は、お亡くなりになった方の勤務先を管轄する健保組合または協会けんぽなどに埋葬料・埋葬費についてお問い合わせください。

国民年金の手続き

(持ち物や注意事項)

(お問い合わせ先)

国民年金

- ・国民年金のみ受給されていた方
- 未支給年金請求
⇒受給者が受け取れなかった年金を遺族が受け取ることが出来ます。
- ・加入中の方、受給されていない方
- 死亡一時金請求

本 勝 大

- *年金証書(年金加入者は年金手帳)
- *死亡者と請求者の身分関係がわかるもの(請求者の戸籍謄本など)
- *請求者の通帳
- *印鑑(認印)
- *生計同一証明書(死亡者と請求者の住民票が別の場合に必要)

【国民年金のみの場合】
戸籍住民課
国保・年金担当
(本庁舎1階 1番窓口)
☎32-5173

【厚生年金もある場合】
日本年金機構
甲府年金事務所
(お客様相談室)
☎055-252-1450
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

厚生年金または共済年金受給者であった方は、年金事務所または共済組合等にお問い合わせください。年金手続きについてのご相談は、全国どこの年金事務所でも受付しています。

介護保険の手続き

- 被保険者証の返還
- 介護保険の認定証等の返還

本 勝 大

- *介護保険被保険者証(黄緑色)
- 以下は、お持ちの方のみ●
- *介護保険負担限度額認定証(クリーム色)
- *社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(白色)
- *介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(黄色)
- *介護保険特定負担限度額認定証(水色)

介護支援課
介護保険担当
(本庁舎1階 6番窓口)
☎32-5066

- 高額介護(予防)サービス費の給付を受けていた場合

本 勝 大

- *印鑑
- *窓口に来られる方の身分証明書
- *相続代表人の方の口座番号がわかるもの

甲州市外の介護保険制度に加入されていた方

市外から甲州市内の介護保険施設に住所を移された方は、前住所地での手続きとなりますので、各市区町村の介護保険担当にお問い合わせください。

高齢者サービスの手続き

- ふれあいペンダント(緊急通報システム)利用取消

本

- *機器を撤去する際、親族の立会いが必要となりますので、手続きについてはお問い合わせください。

介護支援課
地域包括支援センター
(本庁舎1階 6番窓口)
☎32-5600

***手続きに順番はありません。
*死亡届提出後の手続き及び問い合わせについては、平日のみの対応とさせていただきます。**

障害者がお亡くなりになった場合

(持ち物や注意事項)

(お問い合わせ先)

手帳の返還

☎☎☎

- * 身体障害者手帳
- * 療育手帳
- * 精神障害者保健福祉手帳
- * 手続きには届出人の印鑑が必要です。

福祉課
障害福祉担当
(本庁舎1階 5番窓口)
☎32-5067

各種受給者証の返還など

☎☎☎

- * 障害福祉サービス受給者証
- * 自立支援医療受給者証
- * 重度心身障害者医療費助成金受給者証
- * 相続人代表者の通帳等 (振込先のわかるもの)
- * 手続きには届出人の印鑑が必要です。

児童に関する手続き

保育所の退所届

☎

- * 印鑑
- 保育所でも届出できますが、甲州市外の保育所に通っている場合は子育て支援課へ

子育て支援課
保育所担当
(本庁舎1階 4番窓口)
☎32-5081

放課後児童クラブの辞退届

(放課後児童クラブ入会児童のみ)

☎☎☎

- * 印鑑
- 辞退手続きは入会している放課後児童クラブでもできます

子育て支援課
児童福祉担当
(本庁舎1階 4番窓口)
☎32-5081

甲州市子ども医療費助成制度

- 甲州市子ども医療費助成金受給資格変更届 (保護者が亡くなったとき)
- 甲州市子ども医療費助成金受給資格変更届 (小児が亡くなったとき)

☎☎☎

持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

児童手当

- 児童手当消滅届 (児童あるいは受給者が亡くなったとき)
- 児童手当額改定届 (児童が亡くなったとき)
- 児童手当新規認定請求 (受給者が亡くなったとき)

☎☎☎

持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

児童扶養手当

- 児童扶養手当額改定届 (受給者が亡くなったとき)
- 児童扶養手当受給者死亡届
- 児童扶養手当新規認定請求 (父又は母が亡くなってひとり親家庭となったとき)

☎

持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

甲州市ひとり親家庭等医療費助成制度

- 甲州市ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書 (配偶者が死亡してひとり親になったとき)
- 甲州市ひとり親家庭等医療費受給者証変更届 (児童あるいは受給者が亡くなったとき)

☎☎☎

(持ち物や注意事項)

* 持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

子育て支援課
児童福祉担当
(本庁舎1階 4番窓口)
☎32-5081

その他の手続き

軽自動車税に関する手続き

- 原動機付自転車 (125cc以下)、小型特殊自動車の名義変更・廃車手続き (ナンバープレートの返納)
- 固定資産税に関する手続き
- 固定資産税納税義務者変更手続き (相続人代表者指定届等)

☎☎☎

* 持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

税務課
市民税担当
資産税担当
(本庁舎1階 9番窓口)
☎32-5069

* 下記車両の問い合わせ先

- 二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)・軽自動車 (三輪)・軽自動車 (四輪)
山梨県軽自動車協会 笛吹市石和町唐柏791-1 ☎055-262-7548
- 二輪の小型自動車 (250cc超)
山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 ☎050-5540-2039

ペット (飼い犬) の手続き

犬の飼い主の氏名変更手続き

☎☎☎

- * 届出人の印鑑
- * 狂犬病予防注射通知はがき (お持ちの方のみ)

環境政策課
環境政策担当
(本庁舎2階 18番窓口)
☎33-4404

水道の手続き

- 水道を当分使用しなくなる場合
- 家族が継続して使用する場合
- 振替口座名義人が亡くなった場合

☎☎☎

- * 印鑑
- * 通帳 (口座振替の場合)

上下水道課
総務担当
(本庁舎1階 10番窓口)
☎32-5077

下水道等の手続き

下水道または浄化槽の変更手続き

☎

* 電話にてお問い合わせください。

上下水道課
下水道担当
(本庁舎1階 10番窓口)
☎32-5078

農地の手続き

農地の権利 (所有権、耕作権など) を相続した届出

☎

持ち物等は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。

農林振興課
農業委員会 (農地担当)
(本庁舎2階 14番窓口)
☎32-5092

森林等の手続き

森林 (山林、保安林など) を相続した届出

☎

* 電話にてお問い合わせください。

農林振興課
果樹農林担当
(本庁舎2階 14番窓口)
☎32-5092

* 死亡届提出後の手続き及び問い合わせについては、平日のみの対応とさせていただきます。